

軽防協ニュース

Vol.46

2018.10



軽種馬防疫協議会

CONTENTS

I. 平成 30 年度 軽種馬防疫協議会 常任委員会開催報告 1

II. 平成 30 年度 軽種馬防疫協議会 専門委員会開催報告 4

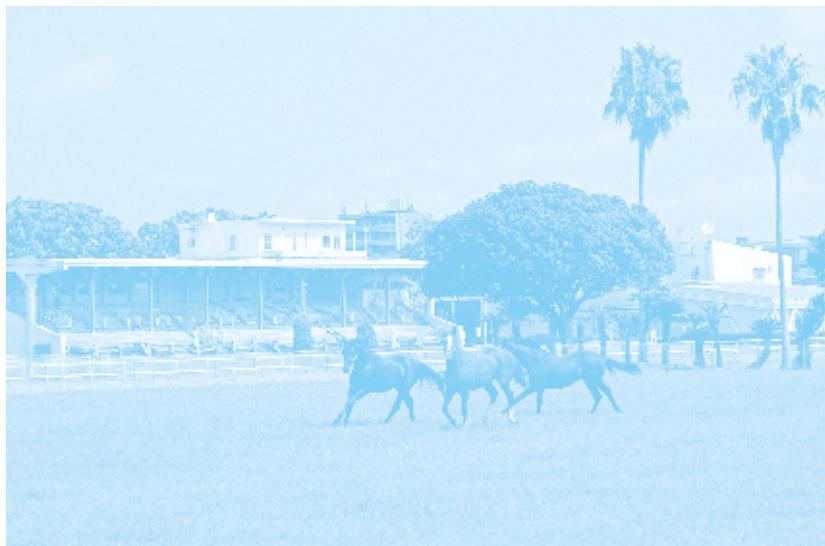
III. 話題提供 28

馬防疫に関する学術集会（平成 30 年）

①「馬防疫検討会」馬感染症研究会

②第 46 回生産地における軽種馬の疾病に関するシンポジウム

IV. 軽種馬防疫協議会 委員名簿 31



I . 平成 30 年度 軽種馬防疫協議会 常任委員会開催報告

平成 30 年度軽種馬防疫協議会常任委員会が下記のとおり開催され、提出議題はすべて承認された。

1. 開催日時：平成 30 年 5 月 31 日（木） 13:00 ～
2. 場 所：日本中央競馬会 本部 9 階 第 1 会議室
3. 出席者：議 長：木所 康夫（日本中央競馬会 常務理事）
常任委員：益満 宏行（日本軽種馬協会 副会長・常務理事）
木口 明信（日本馬術連盟 常務理事）
木村 一人（日本中央競馬会 理事）
幹 事：坂東 義和（地方競馬全国協会 公正部長）
遠藤 潤（地方競馬全国協会 公正課長）
阿部 憲二（日本馬術連盟 事務局長）
江口 貞男（日本軽種馬協会 業務部長）
小玉 剛資（日本中央競馬会 馬事部長）
山中 隆史（日本中央競馬会 馬事部防疫課長）
オブザーバー：上田 毅（全国公営競馬獣医師協会 会長）
山崎 慎介（全国公営競馬獣医師協会 事務局長）
事務局：山野辺 啓（日本中央競馬会 馬事部審議役）
松田 芳和（日本中央競馬会 馬事部長補佐）
岡野 篤（日本中央競馬会 馬事部防疫課課長補佐）
大塚 佑（日本中央競馬会 馬事部防疫課）
新崎 裕太（日本中央競馬会 馬事部防疫課）

4. 議 題：

1) 平成 29 年度軽種馬防疫協議会 事業報告ならびに収支決算

(1) 主な事業内容

- ①常任委員会（5 月 17 日）・専門委員会（6 月 14 日）の開催
- ②関係機関・関係団体との連絡協調
・防疫に関する主催者間の意見交換会（6 月 14 日）の開催
- ③平成 29 年 馬の予防接種要領の制定
- ④公益社団法人中央畜産会衛生指導部の発行する「健康手帳」の監修

(2) 防疫思想の啓発および普及

- ①軽種馬防疫協議会ニュースの作成・配布
・軽防協ニュース Vol.45：平成 29 年 10 月発刊
- ②軽種馬防疫協議会ニュース速報の作成・配布
・速報は定期 4 回発刊（平成 29 年 6 月,9 月,12 月,平成 30 年 3 月）
・速報号外の配信は 2 回配信（平成 29 年 8 月 9 月）
- ③Equine Disease Quarterly の作成・配布
・4 回発刊（Vol.26,No.2-4、Vol.27,No.1）
- ④馬の予防接種啓発用リーフレットの作成・配布
・予防接種（馬インフルエンザ・日本脳炎・破傷風）啓発用リーフレット作成・配布（8,000 部）
- ⑤公益社団法人中央畜産会が発行する感染症テキストの監修
馬のゲタウイルス感染症・第 2 版、馬伝染性子宮炎・第 3 版
- ⑥軽種馬防疫協議会のホームページの更新

- ・軽防協ニュース、ニュース速報、ニュース速報号外および EDQ の掲載
 - ・その他防疫に関するトピックスの掲載・周知
- (3) 防疫に関する研究および疫学情報の収集伝達
- ①防疫に関する国内および海外の情報収集
 - ②防疫に関する研究成果の伝達
- (4) 平成 29 年度軽種馬防疫協議会 収支決算報告【表 1】
- (5) 平成 29 年度軽種馬防疫協議会 積立金収支決算報告【表 2】

2) 平成 30 年度軽種馬防疫協議会 事業計画ならびに収支予算 (案)

- (1) 主な事業内容
- ①常任委員会 (5 月 31 日)・専門委員会 (6 月 21 日) の開催
 - ②関係機関・関係団体との連絡協調
 - ・防疫に関する主催者間の意見交換会 (6 月 21 日) の開催
 - ③平成 30 年 馬の予防接種要領の制定
 - ④公益社団法人中央畜産会衛生指導部の発行する「健康手帳」の監修
- (2) 防疫思想の啓発普及
- ①軽種馬防疫協議会ニュースの作成・配布 (年 1 回発刊予定)
 - ②軽種馬防疫協議会ニュース速報の作成・配信 (年 4 回配信予定、号外随時配信予定)
 - ③Equine Disease Quarterly の作成・配布 (年 4 回発刊予定)
 - ④馬の予防接種 (馬インフルエンザ・日本脳炎・破傷風) 啓発用リーフレットの増刷・配布
 - ⑤公益社団法人中央畜産会が発行する感染症テキストの監修
 - ⑥軽種馬防疫協議会ホームページの管理・情報発信
 - ⑦馬関係学術集会等への協賛による本協議会への理解醸成
- (3) 防疫に関する研究および疫学情報の収集伝達
- ①防疫に関する国内および海外の情報収集
 - ②防疫に関する研究成果の伝達
- (4) 平成 30 年度軽種馬防疫協議会 収支予算 (案)【表 3】
- (5) 平成 30 年度軽種馬防疫協議会 積立金収支予算 (案)【表 4】

3) 平成 30 年 馬の予防接種要領について (案)

4) 「馬の検査・注射・薬浴・投薬証明手帳 (健康手帳)」の改定について (案)

5. 報告事項:

- 1) 馬伝染性貧血に関する議長通知について
- 2) 国内伝染病発生状況
- 3) 海外伝染病発生状況
- 4) 馬の輸出入検疫状況
- 5) 生産地等における防疫推進事業
- 6) 馬防疫検討会
- 7) その他

表 1. 平成 29 年度 軽種馬防疫協議会収支決算書
(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

(単位：円)

取 入 の 部				支 出 の 部				
科 目	29 年予算額	収入確定額	差 額	科 目	29 年予算額	支出確定額	差 額	備 考
前年度繰越金	693,969	693,969	0	事業費	38,000	12,610	25,390	
				会議費	18,000	12,610	5,390	常任・専門委員会、幹事会
				諸謝金	20,000	0	20,000	
日本中央競馬会分担金	1,000,000	1,000,000	0	事務諸費	2,280,000	1,912,427	367,573	
				印刷費	1,830,000	1,753,150	76,850	Equine Disease Quarterly、軽防協ニュース、予防接種リーフレット等
				通信費	300,000	76,117	223,883	送料等
地方競馬全国協会分担金	1,000,000	1,000,000	0	HP管理業務費	120,000	77,220	42,780	レンタルサーバー保守・管理費、HPメンテナンス代
				雑費	30,000	5,940	24,060	役務費、文具、図書等
				積立金	100,000	100,000	0	HPリニューアル、感染症パンフレット印刷
雑収入(預金利子)	100	10	▲90	予備費	276,069	0	276,069	
				支出額計		2,025,037		
				次年度へ繰越金		668,942		
計	2,694,069	2,693,979	▲90	計	2,694,069	2,693,979	▲90	

表 2. 平成 29 年度 軽種馬防疫協議会積立金収支決算書
(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

(単位：円)

取 入 の 部				支 出 の 部				
科 目	29 年予算額	収入確定額	差 額	科 目	29 年予算額	支出確定額	差 額	備 考
前年度繰越金	1,513,209	1,513,209	0	印刷費	400,000	0	400,000	感染症パンフレット印刷費用の補填なし
平成 29 年度積立金	100,000	100,000	0	支出額計	400,000	0	400,000	
雑収入(預金利子)	100	12	▲88	次年度へ繰越金	1,213,309	1,613,221	0	
計	1,613,309	1,613,221	▲88	計	1,613,309	1,613,221	▲88	

表 3. 平成 30 年度 軽種馬防疫協議会収支予算(案)
(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

(単位：円)

取 入 の 部		支 出 の 部		
科 目	差 額	科 目	金 額	備 考
前年度繰越金	668,942	事業費	38,000	
		会議費	18,000	常任委員会、専門委員会、幹事会
		諸謝金	20,000	
日本中央競馬会分担金	1,000,000	事務諸費	2,350,000	
		印刷費	1,900,000	Equine Disease Quarterly、軽防協ニュース、予防接種リーフレット等
地方競馬全国協会分担金	1,000,000	通信費	300,000	送料等
		HP管理業務費	120,000	HP内容変
		雑費	30,000	役務費、文具、図書等
雑収入(預金利子)	100	積立金	100,000	
		予備費	181,042	
		次年度へ繰越金		
計	2,669,042	計	2,669,042	

表 4. 平成 30 年度 軽種馬防疫協議会積立金収支予算(案)
(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

(単位：円)

取 入 の 部		支 出 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額	備 考
前年度繰越金	1,613,221	印刷費	400,000	感染症パンフレット印刷等
平成 30 年度積立金	100,000	学術集会への協賛	200,000	獣医学会、日本ウマ科学会等
雑収入(預金利子)	100	次年度へ繰越金	1,113,321	
計	1,713,321	計	1,713,321	

II . 平成 30 年度 軽種馬防疫協議会 専門委員会開催報告

平成 30 年度軽種馬防疫協議会専門委員会が下記のとおり開催され、提出議題はすべて承認された。

1. 開催日時：平成 30 年 6 月 21 日（木） 15:00～
2. 場 所：日本中央競馬会 本部 9 階 第 1 会議室
3. 出席者：50 名（常任委員 3 名・専門委員 38 名 [うち代理出席 5 名]・事務局員 4 名・オブザーバー 5 名）
 - 議長：木所 康夫（日本中央競馬会 常務理事）
 - 常任委員：留守 悟（地方競馬全国協会 理事）【欠席】
 - 益満 宏行（日本軽種馬協会 副会長・常務理事）
 - 木口 明信（日本馬術連盟 常務理事）【欠席】
 - 永峰 一弘（日本馬事協会 専務理事）【欠席】
 - 木村 一人（日本中央競馬会 馬事担当理事）
 - 専門委員：
 - 農林水産省
 - 大森 正敏（生産局 畜産部 競馬監督課 首席競馬監督官）
 - 佐々木勝憲（生産局 畜産部 競馬監督課 課長補佐（中央班長））
 - 山内 洋志（生産局 畜産部 競馬監督課 課長補佐（地方班長））
 - 大竹 匡巳（生産局 畜産部 畜産振興課 技術第 1 班 課長補佐）【欠席】
 - 谷 義人（消費・安全局 動物衛生課 検疫業務班 課長補佐）
 - 山木 陽介（消費・安全局 動物衛生課 防疫業務班 課長補佐）
 - 鈴木 一弘（消費・安全局 動物検疫所 検疫部長）
 - 関谷 辰朗（動物医薬品検査所 検査第一部長）
 - （国研）農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門
 - 山川 睦（海外病研究調整監）【欠席】
 - 秋庭 正人（細菌・寄生虫研究領域 領域長）【欠席】
 - 地方競馬全国協会
 - 坂東 義和（公正部長）
 - 遠藤 潤（公正部 公正課長）
 - 日本軽種馬協会
 - 江口 貞男（業務部長）
 - 日本馬術連盟
 - 阿部 憲二（事務局長）【欠席】
 - 川嶋 舟（獣医委員）
 - 地方競馬主催者
 - 岡井 和彦（北海道軽種馬振興公社 競走関連部 獣医グループ主幹幹）
 - 徳安 貴弘（帯広市農政部 ばんえい振興室 主幹）【欠席】
 - 伊藤 真（岩手県競馬組合 業務部）
 - 加藤 幸彦（埼玉県浦和競馬組合 野田管理事務所長）
 - 八木 健（千葉県競馬組合 業務課）【欠席】
 - 中嶋 将彦（特別区競馬組合 競馬事務局 競走課）
 - 箭内誉志徳（神奈川県川崎競馬組合 きゅう舎管理課）【代理出席】
 - 多々見晋一（石川県競馬事業局 管理専門員）
 - 安藤 恵三（岐阜県地方競馬組合 業務課）
 - 安達 教治（愛知県競馬組合 専門員（獣医総括））
 - 上鍋 公二（兵庫県競馬組合 事業部 業務課）【代理出席】
 - 劉 辰女（高知県競馬組合 競走馬診療所）【代理出席】
 - 相川雄一郎（佐賀県競馬組合 馬診療所長）【欠席】

日本馬事協会

中山 清秀 (参与・事務局長)

全国乗馬倶楽部振興協会

山口 洋史 (専務理事) 【欠席】

全国公営競馬獣医師協会

上田 毅 (会長)

競走馬育成協会

佐藤 光信 (副会長・常務理事)

軽種馬育成調教センター

小林 光紀 (業務部長)

日本競走馬協会

小林 英典 (常務理事)

日高家畜衛生防疫推進協議会

駒澤 弘義 (理事)

胆振家畜自衛防疫推進協議会

吉田 喜義

ジャパン・スタッドブック・インターナショナル

和田 雅雄 (理事長) 【欠席】

中央畜産会

守永 美夫 (衛生指導部 主査)

日本中央競馬会

小玉 剛資 (馬事部長)

松田 芳和 (馬事部長補佐)

川崎 和巳 (馬事部 獣医課長)

山中 隆史 (馬事部 防疫課長)

松村 富夫 (競走馬総合研究所 参与)

近藤 高志 (競走馬総合研究所 企画調整室長)

成田 正一 (競走馬総合研究所 企画調整室 上席調査役)

奥 河寿臣 (栗東トレーニング・センター 競走馬診療所長)

伊藤 幹 (美浦トレーニング・センター 競走馬診療所長)

事務局：

日本中央競馬会

山野辺 啓 (馬事部審議役)

岡野 篤 (馬事部 防疫課長補佐)

大塚 佑 (馬事部 防疫課 係長)

新崎 裕太 (馬事部 防疫課 係長)

オブザーバー：

農林水産省

佐藤 久美 (生産局 畜産部 畜産振興課 馬係長)

全国競馬・畜産振興会

大谷 清澄 (業務部 調査役)

中央畜産会

原田 博文 (衛生指導部 主査)

競走馬理化学研究所

岩崎 幸治 (常務理事)

側原 仁 (薬物分析部長)

4. 議事次第：

- | | | | |
|-----------------------------------|--------------------|-------|-------------|
| 1) 開 会： | 専門委員 | 小玉 剛資 | |
| 2) 議長挨拶： | 議 長 | 木所 康夫 | |
| 3) 動物衛生課挨拶： | 消費・安全局 動物衛生課 防疫業務班 | 課長補佐 | 山木 陽介 |
| 4) 議 題 (進行：木所議長) | | | |
| ①平成 29 年度軽種馬防疫協議会事業報告ならびに収支決算 | 松田 | 専門委員 | 【3 ページ】 |
| ②平成 30 年度軽種馬防疫協議会事業計画ならびに収支予算 (案) | 松田 | 専門委員 | 【3 ページ】 |
| ③平成 30 年 馬の予防接種要領について (案) | 山中 | 専門委員 | 【7 ページ】 |
| ④健康手帳の改定について (案) | 山中 | 専門委員 | 【8～9 ページ】 |
| 5) 報告事項 (進行：木村 常任委員) | | | |
| ①馬伝染性貧血に関する議長通知について | 山中 | 専門委員 | 【10 ページ】 |
| ②国内伝染病発生状況 | 山中 | 専門委員 | 【16 ページ】 |
| | 江口 | 専門委員 | |
| ③生産地の防疫状況 | | | |
| ・日高地区 | 駒澤 | 専門委員 | 【17 ページ】 |
| ・胆振地区 | 吉田 | 専門委員 | 【18 ページ】 |
| ・生産地疾病等調査研究成績 | 近藤 | 専門委員 | |
| ④海外伝染病発生状況 | 山中 | 専門委員 | 【19 ページ】 |
| ⑤馬の輸出入検疫状況 | 鈴木 | 専門委員 | 【20～22 ページ】 |
| ⑥生産地等における防疫推進事業 | | | |
| ・育成馬等予防接種推進事業 | 山中 | 専門委員 | 【23～24 ページ】 |
| | 守永 | 専門委員 | |
| ・馬鼻肺炎ワクチン接種推進事業 | 山中 | 専門委員 | 【25 ページ】 |
| | 守永 | 専門委員 | |
| ・CEM 蔓延防止対策事業および CEM 侵入防止対策事業 | 江口 | 専門委員 | 【26～27 ページ】 |
| ⑦馬防疫検討会 | | | |
| ・「馬防疫検討会」感染症研究会 | 山中 | 専門委員 | 【28 ページ】 |
| ⑧その他 | | | |
| ・軽防協委員名簿・規約について | 山中 | 専門委員 | 【31 ページ】 |
| 6) 閉会 | | | |

●平成 30 年 馬の予防接種要領について (案)

平成 30 年 馬の予防接種要領について

軽種馬防疫協議会

「平成 30 年 馬の予防接種要領」は下記のとおり全国的に統一して実施されたい。
なお、馬の移動の際には、下記の予防接種を実施した旨の証明書を携行すること。

記

1. 馬インフルエンザ

初回は使用説明書に基づいて 2 回接種（基礎免疫）し、以降半年に 1 回（春季・秋季）の補強接種を実施すること。

※ 予防接種間隔が 1 年を越えた場合は、再度基礎免疫から実施すること。

2. 日本脳炎

使用説明書に基づき、その年の流行期前の 5～6 月に 2 回接種すること。

※ 5～6 月に接種が完了していない場合でも、必ず 10 月末までに接種すること。

3. 破傷風

初回は使用説明書に基づいて 2 回接種（基礎免疫）し、翌年からは年 1 回の補強接種を実施すること。

※ 前年の接種歴がない場合は、再度基礎免疫から実施すること。

○ 各主催者・団体等が更に詳細な要件を定める場合は、その指示に従うこと。

○ 予防接種を実施した場合は、「馬の健康手帳」の「各種予防接種実施証明書欄」に、予防液のメーカー、製造番号、接種日、実施者等の必要事項を漏れなく記入すること。

●健康手帳の改定について（案）

「馬の検査・注射・薬浴・投薬証明手帳（健康手帳）」の
改訂について

2018 年 4 月 2 日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

1. 馬伝染性貧血検査証明欄の削除

2018 年 4 月 2 日より、家畜伝染病予防法施行規則が改正され、少なくとも 5 年に一度実施されていた馬伝染性貧血検査は、都道府県知事が必要と認めた場合のみ実施することとなった。したがって家畜保健衛生所による馬伝染性貧血検査は、ほぼ無くなる見込みである。そこで『馬伝染性貧血検査証明欄』を削除することとしたい。なお、検査を実施した場合については、『検査、注射、薬浴、投薬証明欄』に記入することとする。

2. 保険加入済告知シール添付欄の追加

一部の馬において、死亡や能力喪失、外科手術等を保障の対象とした保険に加入していることがある。しかしながら、馬は飼養者や所有者が変わることがあり、保険加入馬であることが認識されていないことがある。そこで、保険加入済告知シール添付欄を新たに作成することとしたい。

《イメージ図》

保険加入済告知シール添付欄

保険対象馬			
落札市場名		2017 年 1 歳市場	
上場番号	1	被保険馬	ラルケットの 2016
加入期間	2017 年 7 月 10 日～2018 年 8 月 1 日午後 4 時まで		
お問合わせ先			
〇〇保険株式会社			
03-3231-4214	平日:午前 9 時～午後 5 時まで		
0120-727-110	平日:午後 5 時～翌日午前 9 時 土日祝日:24 時間		

削除

◎この手帳の取扱上の注意

- この手帳は、家畜伝染病予防法第8条（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により交付するものです。
- 家畜伝染病予防法第5条第1項、第6条第1項又は第31条第1項の規定により検査、注射、薬浴又は投薬を受けたときは、家畜防疫員にこの手帳を提出して必要な記入を受けてください。
- この手帳の証明欄の記入要領は、次のとおりです。
 - 馬伝染性貧血検査証明欄中

検査証明 C条	
A	B
新潟府県知事 〔家畜保健 衛生所長〕	

 A欄は、検査年月日を示します。
 B欄は、検査結果を示します。
 C欄は、検査の根拠規定を示します。
 - 検査、注射、薬浴、投薬証明欄中

検査証明 実施の目的C条	
A	B
新潟府県知事 〔家畜保健 衛生所長〕	

 A欄は、検査、注射、薬浴、投薬の実施年月日を示します。
 B欄は、検査、注射、薬浴又は投薬の区分及び検査の場合にあってはその結果を示し、「健」は健康、「疑」は疑似患畜、「患」は患畜、「陰」は陰性、「陽」は陽性であることを検査の結果判明したことを示します。
 C欄は、検査の根拠規定を示します。

- この馬を家畜市場、共進会、博覧会に出場させる場合は、この手帳を携行してください。
- この手帳は、馬とともに譲渡するようにしてください。

6

馬伝染性貧血検査証明欄		馬伝染性貧血検査証明欄	
発行番号	発行番号	発行番号	発行番号
欄 考	欄 考	欄 考	欄 考
発行番号	発行番号	発行番号	発行番号
欄 考	欄 考	欄 考	欄 考

削除

7

検査、注射、薬浴、投薬 証明欄			
発行番号	発行番号	発行番号	発行番号
欄 考	欄 考	欄 考	欄 考
発行番号	発行番号	発行番号	発行番号
欄 考	欄 考	欄 考	欄 考

10

検査、注射、薬浴、投薬 証明欄			
発行番号	発行番号	発行番号	発行番号
欄 考	欄 考	欄 考	欄 考
発行番号	発行番号	発行番号	発行番号
欄 考	欄 考	欄 考	欄 考

11

●馬伝染性貧血に関する議長通知について

馬防疫検討会 第3回馬伝染性貧血清浄度評価専門会議 報告書抜粋

1. 清浄度の評価と今後の防疫体制の考察

7-1. 国内馬群の清浄度

これまでの検査実施状況、飼養衛生管理状況、競走馬以外の馬との接触の可能性等を考慮すると、現在のわが国の競走馬群に EIAV 感染馬が存在している可能性は無視できる程度に低いと考えられる。

乗用馬については、移動の頻度も比較的多く、馬術競技などで他の馬と接触する機会も多いものの、多くの飼養施設で法に基づく 5 年に 1 回の検査が実施されている。また、馬術競技に参加する馬については、軽種馬防疫協議会の取り決めに従い、少なくとも年 1 回の検査が実施されている。2011 年に 2 頭の乗用馬に感染が確認されているが、これらは感染した在来馬が転用されたものであり、一般に乗馬に用いられている軽種馬群から摘発されたものではない。したがって、これまでの検査状況や飼養管理状況を考慮すると、競技用や乗用に用いられている乗用馬群に EIAV 感染馬が存在している可能性は非常に低いと考えられる。

また、農用馬のうち、ばんえい競走用の馬群では、軽種の競走馬同様の検査体制が採られており、EIAV 感染馬が存在している可能性は無視できると考えられる。

一方、ばんえい競走用以外の農用馬、肥育馬および愛玩用馬については、肥育馬が 8 割以上を占めていることが判明した。肥育馬はほとんどがカナダから輸入した重種であり、輸入検疫で検査が実施されている上、飼育している期間が短いことから、EIAV 感染馬が存在している可能性は低い。

肥育馬以外の未検査馬の割合は全飼養馬の 2.3% と非常に少なく、この群では 1993 年の摘発（岩手県の農用馬 2 頭）以降、19 年以上 EIA の発生はない。また、個人飼育が中心である農用あるいは愛玩用馬が他の群から隔離されて継代飼育されることはほとんどないと考えられることから、仮にこれらの馬群内で EIAV が保存されていれば、これまでの検査で摘発される可能性が高いと推察される。このように過去の摘発状況から判断すると、これらの馬群に感染馬が存在する可能性は非常に低いといえる。

在来馬群については、御崎馬での EIA の発生後に、多くの馬群で検査が実施され、また外部への移動等も自粛されている。検査状況が不明であった馬群においても平成 26～28 年の 3 年間で全頭が少なくとも 1 回検査され陰性が確認されたことから、在来馬群内に感染馬が存在している可能性は非常に低い。

以上のことから、国内の馬に EIAV 感染馬が存在する可能性は非常に低く、EIA は清浄化されたと考えられるとの結論に至った。

7-2. 今後の防疫体制について

国内の馬群の清浄化は確認されたが、海外からの輸入がある限り EIA の侵入リスクはゼロとはならない。このような状況における EIA に対する効率的で有効な監視体制としては、法 5 条による全頭検査のような一律の検査ではなく、主要な馬群への侵入リスクに着目したサーベイランス体制が適切と考えられる。すなわち、わが国で大部分を占めている競走馬や繁殖用馬、馬術競技などに用いられる軽種馬およびばんえい競走用馬群（競走馬群）への、海外からの輸入馬あるいは競走用馬以外の群から競走群に導入される馬などを対象とした検査について検討することが適切である。

写

29 消安第 6824 号

平成 30 年 4 月 2 日

都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

日頃より農林水産行政の推進に御協力をいただき、ありがとうございます。

本日、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成30年農林水産省令第24号）が公布・施行され、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）の一部が改正されました。

本改正は、最新の科学的知見及び情勢に鑑みて家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を行うことを目的とするものであり、下記事項を主要な内容としています。

つきましては、これらについて御了知いただくとともに、改正後の規則の適切かつ円滑な施行に御協力をお願いします。

記

1 馬伝染性貧血の全国的な定期検査の廃止

馬伝染性貧血は、我が国において清浄化が達成されたと考えられることから、規則第9条から本病に関する部分を削除するとともに、規則第10条の表の一に本病を追加しました。これにより、全国的な定期検査の対象疾病から本病が除かれることとなりますが、輸入される馬（輸入後、国内で飼養されている他の用途に供する馬と隔離して飼養される肥育用の馬を除く。）については、輸入後少なくとも1か月の間隔をあげ、着地検査期間中に本病の検査を受けるよう輸家家畜飼養者に対して助言又は指導願います。なお、必要がある場合には、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第51条第1項の規定に基づき、家畜防疫員が本病の検査を実施できます。

あわせて、検査の方法を定める規則別表第1から本病に関する部分を削除しました。

2 病原体所持に係る規制を措置する病原体の整理

病原体の流出等による伝染性疾病的発生及びまん延の危険性の低減を図る観点から、病原体の危険度に応じた所持規制が平成23年に設けられました。今般、国際的

家畜防疫対策要綱 抜粋

制定：平成 11 年 4 月 12 日 11 畜 A 第 467 号 農林水産省畜産局長通達

最終改正：平成 30 年 4 月 2 日 29 消安第 6794 号 農林水産省消費・安全局長通知

8 馬伝染性貧血

本病は、我が国で古くから発生が続発してきたものの、寒天ゲル内沈降反応による血清診断法の確立以降、本病に罹患した馬の確実な摘発と法第 17 条の規定に基づく患畜の殺処分を基本とした防疫対策により、我が国において清浄化されたと考えられる。このため、今後、侵入防止に重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。

(発生予防対策)

- (1) 輸入馬（輸入後、国内で飼養されている他の用途に供する馬と隔離して飼養される肥育用馬を除く。）については、本病の潜伏期間を考慮し、輸入後少なくとも 1 か月の間隔をあげ、着地検査期間中に本病の検査を受けるよう輸入家畜飼養者に対して助言・指導する必要がある。なお、着地検査期間を 1 か月以下に短縮した海外遠征馬については、可能な限り当該期間の終了直前に検査を受けるよう助言・指導すること。
- (2) 輸入された肥育用馬については、輸入後、と畜場に出荷するまでの間、国内で飼養されている他の用途に供する馬と隔離して飼養するよう輸入家畜飼養者に対して助言・指導する必要がある。
- (3) 家畜防疫員は、必要に応じて、法第 51 条第 1 項の規定に基づき、本病の検査を実施する。

(まん延防止対策)

- (4) 本病の患畜については、速やかに法第 14 条第 1 項の規定に基づき隔離の徹底を図り、法第 17 条の規定に基づき、発生後二週間以内に殺処分を命ずる必要がある。
- (5) 法第 20 条第 1 項の規定に基づく病性鑑定のための殺処分は、原則として実施しない。
- (6) 競馬場等馬が集合する施設で本病が発生した場合には、発生状況、発生厩舎の配置状況及び馬の移動状況等を勘察して、必要な場合は時期を失することなく法第 32 条第 1 項の規定に基づき移動制限を実施するとともに、患畜又は疑似患畜との同居馬の調査を実施し、速やかに関係県へ連絡する必要がある。

競馬場等の入厩条件および衛生管理に関する指針

平成 30 年 4 月 1 日付け軽防協第 3 号
軽種馬防疫協議会 議長 通知

競馬場や調教場など集団飼育施設における飼養管理については、施設の衛生水準を一定以上に保持し競走馬等を伝染病から守るため、下記の入厩条件および衛生管理指針を遵守されたい。

記

I. 入厩条件

馬インフルエンザ

- ・初年度は使用説明書に基づいて 2 回接種（基礎免疫）し、以降半年に 1 回（春季・秋季）の補強接種を実施すること。
- ・予防接種間隔が 1 年を超えた場合は、再度基礎免疫から実施すること。
- ・入厩時には予防接種を実施した旨の証明書を提示すること。

II. 衛生管理に関する指針

~~1. 馬伝染性貧血~~

- ~~・家畜伝染病予防法に基づく定期的な検査を実施すること。~~
- ~~・検査状況が明らかでない馬群や清浄性が確認されていない馬群からの馬の導入は、可能な限り避けること。やむを得ず導入する場合は、適切な検査を実施し陰性を確認すること。~~

~~2. 飼養衛生管理基準~~

- ・家畜伝染病予防法施行規則第 21 条で定める飼養衛生管理基準（馬）に基づき、衛生的に管理すること。

III. その他

平成 26 年 7 月 1 日付け 26 軽防協第 6 号は、本通知をもって廃止する。

馬伝染性貧血の自衛防疫指針

〔平成 30 年 4 月 1 日付 30 軽防協第 2 号
軽種馬防疫協議会 議長 通知〕

馬伝染性貧血（Equine Infectious Anemia ;EIA）は、馬伝染性貧血ウイルスを原因とするウイルス性疾患である。致死的な疾病であり有効な治療もないことから、馬産業に大きな損害をもたらす伝染病として、家畜伝染病に指定されている。本病は吸血昆虫の媒介による機械的伝播や、汚染注射器や生物学的製剤を介した人為的感染により伝播する。潜伏期間は通常 1～3 週間であるが、3 ヶ月程度に及ぶ例も報告されている。

日本においては、1952 年頃までは年間に 10,000 頭近くの馬が摘発されていた。しかしながら、寒天ゲル内沈降反応の開発により診断精度が向上したことや、家畜伝染病予防法に基づく定期的な検査および自主検査により、確実に摘発と淘汰が進み、本病の発生は減少した。2011 年以降は発生を認めておらず、2017 年の馬防疫検討会においてその清浄化が確認された。

一方、海外では本病の発生が引き続き報告されており、馬の輸入がある限り、本病の侵入リスクはゼロとはならない。したがって今後は本病への防疫体制として、先の馬防疫検討会がまとめた報告書に基づき作成した下記指針により、これを推進されたい。

記

1. 輸入馬については、輸入後少なくとも 1 か月の間隔をあげ、着地検査期間中に検査を実施し、陰性を確認すること
2. 貧血など、本病の感染が疑われる馬については、検査を実施すること

なお清浄度の維持確認のため、未検査の競走用馬は当面の間、競馬場等への入厩前に検査を実施すること。

●国内伝染病発生状況

年	馬伝染性貧血	日本脳炎	破傷風	馬パテラチス	馬鼻肺炎 (流産)	馬インフルエンザ*	馬伝染性子宮炎
1981	15	0	12	13	10	0	57
1982	5	0	20	24	12	0	39
1983	4	5	9	9	36	0	30
1984	0	1	14	32	19	0	35
1985	0	3	11	33	34	0	128
1986	0	0	4	7	36	0	109
1987	0	0	10	22	22	0	108
1988	0	0	16	2	10	0	103
1989	0	0	5	12	15	0	74
1990	0	0	7	9	21	0	24
1991	0	0	6	10	33	0	32
1992	0	0	7	0	16	0	15
1993	2	0	8	0	13	0	27
1994	0	0	12	24	13	0	11
1995	0	0	11	14	9	0	0
1996	0	0	9	15	24	0	26
1997	0	0	8	52	22	0	4
1998	0	0	10	80	15	0	11
1999	0	0	4	5	12	0	0
2000	0	0	1	0	12	0	1
2001	0	0	6	0	13	0	11
2002	0	0	3	0	10	0	4
2003	0	1	4	1	25	0	2
2004	0	0	10	9	16	0	1
2005	0	0	4	11	23	0	1
2006	0	0	5	2	26	0	0
2007	0	0	3	2	21	1061	0
2008	0	0	3	10	23	183	0
2009	0	0	6	2	27	0	0
2010	0	0	0	0	44	0	0
2011	2	0	1	0	14	0	0
2012	0	0	1	1	34	0	0
2013	0	0	0	0	35	0	0
2014	0	0	4	4	53	0	0
2015	0	0	1	0	42	0	0
2016	0	0	1	0	59	0	0
2017	0	0	2	0	27	0	0

●月別発生状況 (2017年)

疾病名		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
馬伝染性貧血	戸													0
	頭													0
日本脳炎	戸													0
	頭													0
破傷風	戸	1						1						2
	頭	1						1						2
馬パテラチス	戸													0
	頭													0
馬鼻肺炎 (流産型)	戸	5	1	1	6	1					1	3	1	19
	頭	8	2	1	10	1					1	3	1	27
馬鼻肺炎 (呼吸器型)	戸									1				1
	頭									7				7
馬鼻肺炎 (神経型)	戸													0
	頭													0
馬インフルエンザ*	戸													0
	頭													0
馬伝染性子宮炎	戸													0
	頭													0

(農林水産省動物衛生課、北海道農政部の資料より)

●生産地の防疫状況（北海道日高振興局管内）

1. 馬伝発性子宮炎摘発状況

年度	SS5～H1		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	定期検査	SS5	0	2	1	0	0	0	11	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検査区分	(67)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
病性鑑定	199	0	21	2	1	0	1	0	0	1	0	0	1*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動向調査	(18)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
ハリスカ馬	-	-	-	-	4	4	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
追跡調査					(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	967	0	23	7	5	0	1	19	4	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(85)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

※動向調査で摘発

平成30年5月31日現在

注) ()は種牡馬
ハリスカ馬追跡調査は、平成10年1月から実施。
H16から定期検査は自主検査に移行。

2. 馬鼻肺炎ウイルスによる流産発生状況

シーズン	SS5～H1		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	戸数	120	6	12	14	8	8	8	7	7	9	11	7	13	10	10	17	14	12	9	23	16	16	18	20	15
頭数	208	7	18	18	13	11	12	12	12	10	24	12	20	20	14	21	26	25	15	34	27	53	33	53	26	24

平成30年5月31日現在

3. 馬インフルエンザ発生状況

年度	H19		22	23	24	25	26	27	28	29	30
	戸数	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
頭数	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
種牡馬	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繁殖牡馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当歳馬	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育成馬	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
競走馬	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乗馬	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成30年5月31日現在

4. 馬の輸入状況

年度	2010		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		去勢	
	計	雄	計	雄	計	雄	計	雄	計	雄	計	雄	計	雄	計	雄	計	雄	計	雄	計	雄		
アフリカ	221	269	175	161	149	145	117	133	137	93	83	73	63	65	57	50	46	60	61	68	32	1	36	
アルプス	45	45	35	14	2	4	3	39	33	2	9	1	3	3	7	3	11	2	1	11	11	1	4	
イギリス	41	27	38	35	46	43	91	65	87	44	32	54	17	28	27	35	52	29	52	45	16	2	29	
オーストラリア	5	12	9	12	10	12	12	21	14	6	11	10	3	17	7	3	9	5	5	3	1	(1)	2	
ニュージーランド	2	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	2	2	2	0	0	0	1	
ドイツ														2						3			1	
アルゼンチン	1		2	1	4	4	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	3	
UAE	4		1	1			1	2		1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	0	0	0	1	
香港																								
オランダ																								
中国																								
ロシア																								
カナダ																								
シンガポール																								
ハルギー																								
合計	319	360	264	227	215	209	230	261	275	148	137	140	95	120	95	93	122	102	124	139	62	(2)	76	1

()は種牡馬、※は肉用中間種

●生産地の防疫状況（北海道胆振総合振興局内）

1. 馬伝染性子宮炎摘発状況

年度	S56	57	58	59	60	61	62	63	H11	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
定期検査	1	1		2	2	4	2	2	1	1						4						
摘発頭数	1514	1484	1457	1484	1475	1670	2565	1616	1540	1644	1615	1585	1574	1517	1570	1389	1441	1362	1330	1256	1259	1272
摘発頭数										1							2					
病性鑑定									36	89	117	106	95	69	79	63	56	116	98	271	186	132
検査頭数																						

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
定期検査																
摘発頭数																
検査頭数	1354	1193	1095	1147	1254	1219	1211	1271	254	234	226	211	248	213	249	7
摘発頭数	1															
病性鑑定	139	281	98	87	127	68	52	86	0	0	0	0	0	0	0	0
検査頭数																

平成30年5月29日現在

注： S56年以前は検査未実施。
 H14年度をもって胆振管内の清浄性が確認されたことから定期検査は終了、H15年度以降は胆振畜産自衛防疫推進協議会による自主防疫で対応する。
 なお、H15年度に摘発された1頭は発症馬でなく、疫学的に日高管内と関連があった。培養検査陰性。PCR陽性。当該馬は廃用。
 ※ ①法5条検査で継続して全頭陰性である。 ②JRAの清浄化推進事業によるPCR検査でH13・14年と全頭陰性。 ③ハリスタク馬がH12年に陰存在しない。

2. 馬鼻肺炎ウイルスによる流産発生状況

年度*	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
戸数	2	1	0	1	0	1	0	2	3	2	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	1	4	0	0	0	4	2	1	1
頭数	4	6	0	1	0	1	0	2	5	2	2	2	2	0	1	0	0	0	0	7	0	9	4	0	0	0	4	3	2	1	

平成30年5月29日現在

*シーズン(当年10月～翌年9月)

3. 馬インフルエンザ発生状況

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
戸数	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
頭数	24	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
種牡馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繁殖社馬	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当歳馬	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育成馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
競走馬	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乗馬	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成30年5月29日現在

4. 馬の輸入状況

年度	H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		28		29				
																							計	社	計	社	計	社			
アメリカ	21	20	120	133	78	50	48	83	78	73	46	37	68	82	57	48	42	47	38	40	33	36	51	35	41	15	26				
イギリス	7	9	10	12	13	12	20	5	34	31	21	17	27	34	17	6	21	15	23	27	7	12	7	19	25	3	22				
フランス	1	9	16	5	13	19	9	5	8	1	6	7	1	3	1	6	7	6	5	6	20	24	6	2	2	1	1				
オーストラリア	1	1	3	11	32	11	16	8	7	27	9	9	20	24	14	4	4	4	4	16	3	6	16	17	8	2	6				
アイerland	4	4	13	8	6	6	8	2	8	7	3	2	4					2	2				0	0	0	0					
ドイツ	1																														
ニュージーランド						2	1		2		1	2																			
カナダ							57																								
UAE																															
香港																															
ロシア																															
アルゼンチン																															
デンマーク																															
ベルギー																															
オランダ																															
合計	35	42	160	161	113	100	175	106	147	121	82	93	107	134	96	89	79	75	71	95	71	102	85	80	23	57	0				

●世界各国における馬の伝染病の発生状況 (2017 年)

疾病 \ 国	アメリカ	カナダ	アイルランド	イギリス	フランス	イタリア	ドイツ	ベルギー	香港	UAE	シンガポール	オーストラリア	ニュージーランド	日本
馬伝染性貧血	+	+	-	-	+	+	+	-	-	0000	0000	+	-	-
日本脳炎	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	-	0000	-	-	0000	-
ウエストナイルウイルス感染症	+	+	0000	0000	-	+	0000	0000	-	-	0000	-	0000	0000
水泡性口炎	+	-	0000	0000	-	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000
馬ウイルス性動脈炎	+	+	-	-	+	+	+	+	0000	0000	0000	+	-	0000
馬インフルエンザ	+	+	+	+	-	+	+	+	-	-	-	-	0000	-
馬鼻肺炎	+	+	+	+	+	+	+	+	-	-	-	+	+	+
ヘンドラウイルス感染症	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	+	0000	0000
馬ピロプラズマ病	+	-	-	+	+	-	-	-	-	-	0000	-	0000	0000
鼻疽	-	-	-	-	-	-	-	-	0000	0000	0000	-	0000	-
馬伝染性子宮炎	-	0000	-	-	+	-	+	+	0000	-	0000	-	0000	-

データはOIEホームページより引用
※一部ICCからの情報を追加

記載コード
0000 過去の発生なし
- 当該年の発生なし
+ 当該年の発生あり
? 発生が疑われるが未確認

●馬の輸入検疫頭数の推移

(単位：頭)

年	繁殖用	乗用	競走用	肥育用	その他	と畜場直行	合計
2003	136	129	269	3,658	8	—	4,200
2004	134	172	304	4,846	20	—	5,476
2005	150	164	359	4,797	23	—	5,493
2006	173	187	333	5,638	7	85	6,423
2007	323	148	214	5,302	—	—	5,987
2008	212	163	199	4,101	13	—	4,688
2009	109	191	133	4,013	36	—	4,482
2010	124	224	165	4,781	—	—	5,294
2011	94	183	186	3,247	—	—	3,710
2012	82	235	157	2,480	—	—	2,954
2013	130	233	134	3,183	3	—	3,683
2014	109	170	174	4,924	—	—	5,377
2015	133	214	173	4,362	—	—	4,882
2016	115	222	191	3,488	—	—	4,016
2017	107	209	189	3,039	2	—	3,546

●馬の輸出検疫頭数の推移

(単位：頭)

年	繁殖用	乗用	競走用	肥育用	その他	合計
2003	94	2	62	—	3	161
2004	53	10	73	—	—	136
2005	68	0	115	—	20	203
2006	66	9	97	—	—	172
2007	41	4	73	—	—	118
2008	38	—	81	—	—	119
2009	10	16	53	—	36	115
2010	66	52	51	—	—	169
2011	46	40	54	—	1	141
2012	48	23	52	—	—	123
2013	32	6	50	—	—	88
2014	32	14	104	—	—	150
2015	61	10	94	—	37	202
2016	37	14	95	—	6	152
2017	47	7	81	—	24	159

※ 動物検疫所企画管理部調査課調べ

●輸入検疫における伝染性疾病摘発状況

(単位：頭)

年	馬バラチフス	馬伝染性貧血	馬ウイロ性 動脈炎	馬ピロプラズマ病	馬鼻肺炎	馬インフルエンザ	馬伝染性子宮炎
1998	2	0	3	10	0	0	0
1999	2	0	2	0	6	0	0
2000	3	0	0	0	6	0	0
2001	3	0	0	0	0	0	0
2002	0	0	0	0	0	0	0
2003	5	1	0	0	4	0	0
2004	5	0	1	0	0	0	0
2005	9	0	0	4	0	0	0
2006	9	0	0	0	0	0	0
2007	5	0	1	0	1	0	0
2008	5	0	111	0	33	0	0
2009	7	0	2	0	0	14	0
2010	1	0	0	0	0	7	0
2011	8	0	1	1	0	14	0
2012	9	0	0	1	2	6	1
2013	13	0	0	0	0	0	0
2014	8	0	0	1	0	0	0
2015	5	0	0	0	2	0	0
2016	4 [※]	0	0	20 [※]	0	1	0
2017	0	0	0	0	5	131	0

※馬バラチフス、ピロプラズマ病の2疾病を摘発した1個体を含む。

●最近の輸入馬の伝染性疾病摘発状況

病名	2015年				2016年				2017年			
	頭数	用途	仕出国	転帰	頭数	用途	仕出国	転帰	頭数	用途	仕出国	転帰
馬バラチフス	2	繁殖用	オーストラリア	再検査後陰性	1	肥育用	カナダ	殺処分				
	1	乗用	オーストラリア	再検査後陰性	1	肥育用	カナダ	再検査後陰性				
	1	乗用	ベルギー	再検査後陰性	2 ^{※1}	肥育用	フランス	殺処分				
	1	肥育用	カナダ	再検査後陰性								
馬ピロプラズマ					20 ^{※1}	肥育用	フランス	殺処分				
馬鼻肺炎	1	繁殖用	アルゼンチン	回復					5	競走用	アメリカ	回復
	1	競走用	アメリカ	回復								
馬インフルエンザ					1	乗用	ベルギー	回復	130	肥育用	カナダ	回復
									1 ^{※2}	肥育用	カナダ	死亡

注1) 動物検疫所企画管理部調査課調べ

注2) 再検査後陰性/回復について

再検査後陰性とは、摘発疾病を疑われたが再検査を行い(必要に応じて保留を延長)、感染を広げるおそれがないことを確認し、解放されたもの。

回復とは、検査を行い陽性であったが、必要に応じて保留の延長を行い、保留期間中に回復し、伝染性疾病をひろげるおそれがないことを確認し、解放されたもの。

注3) 殺処分には、輸入者の意向による処分を含む。

注4) 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行(平成10年4月1日施行)に伴い、1998年以降は監視伝染病以外の疾病は集計対象としていない。

※1 馬バラチフス、ピロプラズマ病の2疾病を摘発した1個体を含む。

※2 当該個体は疾病摘発後、他の疾病により死亡した。

●輸入馬の仕出地域別検疫頭数

(単位:頭)

仕出地域	2008			2009			2010			2011			2012			2013			2014			2015			2016			2017		
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		
韓国																														
中国																														
香港	9	5	8	9	10																									
マカオ	4	5	4	4	7																									
シンガポール	1	1	2	1	1																									
タイ	1	3	3	1	3																									
タイ	94	73	41	46	63	18	54	72	50	23	22	76	33	5	23	61	40	2	48	2	48	90	44	11	31					
イギリス																														
ドイツ																														
フランス																														
スペイン																														
トルコ	22	39	37	41	41																									
ロシア	7	43	31	28	11	8	19	4	5	18																				
アメリカ	96	93	121	91	140	1	145	146	84																					
オーストラリア	227	150	209	178	162	54	22	76	42	9	86	137	43	19	100	162	47	21	83											
カナダ	4,157	4,013	4,783	3,247	2,480			3,183	3		1,924	4,928	14			4,302	4,376													
オーストラリア	3		2	5		4																								
オーストラリア	62	55	36	45	34	8	31	8	7	13																				
ニュージーランド	5	5	9	13	2	1	6																							
計	4,688	4,482	5,294	3,710	2,954	130	233	134	106	174	4,924	0	5,377	133	214	173	4,362	4,882	115	222	191	3,488	4,016	107	206	186	3,039	2	3,546	

※ 動物検疫所企画管理部調査課調べ

①育成馬等予防接種推進事業

① 育成馬等予防接種推進事業

(日本中央競馬会畜産振興事業—4 項事業)

◎ 事業の概要

1. 事業目的	競馬場入きゅう前の育成馬及び生産地の繁殖牝馬について予防接種の徹底を図り、馬防疫の推進に資する。
2. 事業内容	1歳馬、2歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬等(軽種及び重種)に対し、所定の期日に日本脳炎、破傷風及び馬インフルエンザ及びゲタウイルス感染症について予防接種を行う。 ワクチン接種に必要な費用の一部を助成する。
3. 助成率	JRL 80% : NAR 10% : JBBA 10%
4. 事業実施主体	(公社)中央畜産会
5. 事業期間	平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月

- 本事業は平成 17 年度～平成 26 年度に実施されていた「育成馬等予防接種推進事業」の継続事業である。
- 平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月は、日本中央競馬会畜産振興事業(4 項事業)の「生産地等における馬防疫強化対策事業」として実施。
- 平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月は、日本中央競馬会畜産振興事業(4 項事業)の「馬防疫強化対策事業」として実施。2種混合ワクチン(日本脳炎・馬のゲタウイルス感染症)を追加。
- 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月の実施は、前年度の事業内容と同じ。

◎ 助成額

「標準事業単価」

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 3種混合ワクチン | 1 頭 1 回あたり: 2, 830円 |
| ② 日本脳炎ワクチン | 1 頭 1 回あたり: 670円 |
| ③ 馬インフルエンザワクチン | 1 頭 1 回あたり: 1, 850円 |
| ④ 2種混合ワクチン | 1 頭 1 回あたり: 4, 840円 |

※ 必要経費と標準事業単価の低い方の額の 1/2 を助成

◎ ワクチン接種プログラム

1歳馬、2歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬等（軽種及び重種）に対し、所定の期間に日本脳炎、破傷風、ゲタウイルス感染症及びインフルエンザについて予防接種を行う。

区分	種類	馬インフルエンザワクチン	破傷風ワクチン	日本脳炎ワクチン	ゲタウイルス感染症ワクチン
育成馬等 予防接種 推進事業	1歳 1月～3月	2回接種（基礎免疫）*			
	1歳 5月～6月	1回接種（補強接種）**			
	1歳 10月～12月	1回（補強接種）			
	2歳 5月～6月	1回接種（補強接種）			
	2歳 5月～8月			1回（補強接種） ***	
	2歳 5月～8月			2回接種（基礎免疫）****	
	2歳 10月～12月	1回（補強接種）			
	繁殖牝馬 9月～12月	1回			

(注) * 2回目の接種は、1回目の接種から4週間以上経過（2ヵ月以内）してから接種すること。

** 基礎免疫の2回目の接種から概ね3ヵ月後（2～4ヵ月後）に接種すること。

3種混合ワクチンを接種できない場合は、馬インフルエンザワクチンと日本脳炎ワクチンを接種すること。

*** 2種混合ワクチンを接種しない場合は、3種混合ワクチン接種から概ね4週後（2週間～2ヵ月以内）に日本脳炎ワクチンを接種すること。

**** 2種混合ワクチンの基礎免疫の1回目は、日本脳炎の補強接種も兼ねていることから、3種混合ワクチン接種から概ね4週後（2週間～2ヵ月以内）に接種すること。また、2回目の接種は、1回目の接種から概ね4週後（2週間～2ヵ月以内）に接種すること。

ただし、2種混合ワクチンの接種対象は、本州以南の繋養馬とする。

②馬鼻肺炎ワクチン接種推進事業

② 馬鼻肺炎ワクチン接種推進事業

(日本中央競馬会畜産振興事業－4 項事業)

◎ 事業の概要

1. 事業目的	繁殖牝馬において、経済的損失が大きい馬鼻肺炎による流産の防止を目的とする。
2. 事業内容	繁殖牝馬を対象に獣医師が行う馬鼻肺炎ワクチン接種を推進する。
3. 事業実施主体	公益社団法人 中央畜産会
4. 事業主体	北海道衛指協他 8 団体
5. 事業期間	平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月

- 本事業は平成 17 年～22 年度に実施されていた「軽種馬生産総合防疫対策事業」のうち「馬鼻肺炎流産予防接種・調査事業」からの継続事業である。
- 平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月は日本中央競馬会競馬振興事業(3 項事業)の「繁殖牝馬予防接種推進事業」として実施。
- 平成 24 年 4 月以降は単年度ごとに、日本中央競馬会畜産振興事業(4 項事業)の「生産段階における防疫強化対策事業」として実施。
- 平成 27 年 4 月以降は単年度ごとに、日本中央競馬会畜産振興事業(4 項事業)の「生産地等における馬防疫強化対策事業」として実施。
- 平成 28 年 4 月以降は単年度ごとに、日本中央競馬会畜産振興事業(4 項事業)の「馬防疫強化対策事業」として実施。

◎ 助成額

繁殖牝馬の馬鼻肺炎ワクチン接種に要する経費の 1/2 以内を助成する(被災地以外の地域)。

◎ 接種実績 (H29 年 4 月～H30 年 3 月)

	北海道	青森	岩手	宮城	茨城	千葉	熊本	宮崎	鹿児島	合計 (延頭数)
接種頭数	14,709 (11,739)	197 (162)	44 (38)	10 (0)	6 (0)	3 (0)	26 (0)	12 (0)	54 (0)	15,061 (11,939)

* カッコ内は生ワクチン接種実績

③馬伝染性子宮炎自衛防疫普及事業

③ 馬伝染性子宮炎自衛防疫普及事業

- 平成 22 年の「馬防疫検討会」において馬伝染性子宮炎 (CEM) の国内清浄化達成が確認されたことから、繁殖用軽種馬全頭の PCR 検査は平成 23 年 3 月をもって終了した。
- 平成 23 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会が国内繁殖初供用牝馬を対象とした「馬伝染性子宮炎侵入防止対策事業」と有症状繁殖牝馬を対象とした「馬伝染性子宮炎蔓延防止対策事業」との二事業を平成 27 年 3 月末まで実施した。
- 平成 27 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会は(公財)全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて CEM 侵入防止及び蔓延防止事業と CEM 衛生指導事業を行う CEM 自衛防疫事業を実施している。(～平成 29 年 3 月:2 ヶ年)
- 平成 29 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会は(公財)全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて CEM 侵入防止及び蔓延防止事業と CEM 衛生啓蒙事業を行う CEM 自衛防疫普及事業を実施している。(～平成 32 年 3 月:3 ヶ年)

◎ 清浄化達成後の現在の検査体制

① CEM 侵入防止事業 「国内繁殖初供用牝馬」

海外から輸入される繁殖牝馬及び

競走馬を引退して初めて繁殖に供用される牝馬 ⇒CEM 自衛防疫普及事業



PCR 検査料=4860 円/1 検体

② CEM 蔓延防止事業 「有症状繁殖牝馬」

子宮内膜炎等の CEM を疑う症状を呈した繁殖牝馬⇒CEM 自衛防疫普及事業

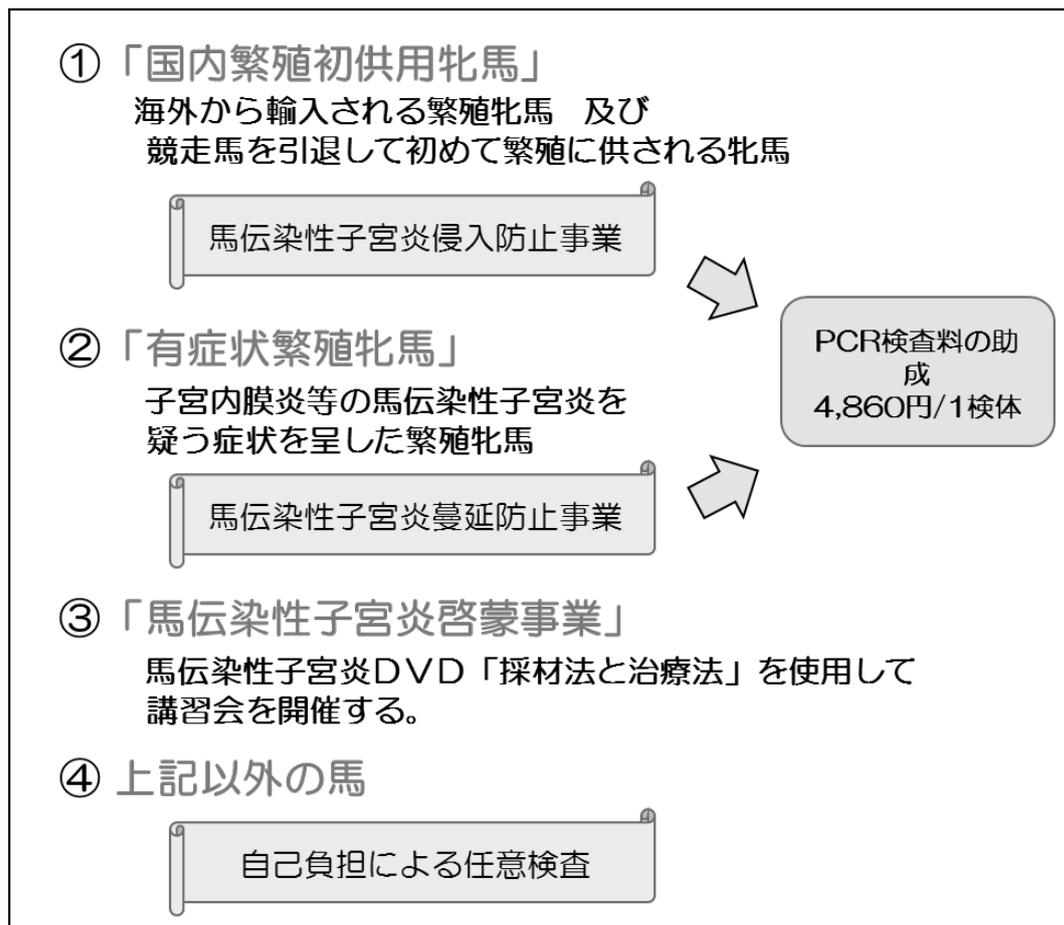


PCR 検査料=4860 円/1 検体

③ 上記以外の馬

自己負担による任意検査

- ※ 上記①あるいは②に該当する馬は、PCR 検査に係る費用の一部が助成される。
- ※ また、上記②に該当する馬は、検体採材に係る費用(採材技術料)の一部が助成される。
- ※ 上記③に該当する馬の検査は、(公財)競走馬理化学研究所で受付けている。



Ⅲ . 話題提供

馬防疫に関する学術集会（平成 30 年）

①. 平成 30 年度 「馬防疫検討会」馬感染症研究会

「馬防疫検討会」馬感染症研究会が下記のとおり開催される。

馬感染症研究会・技術部会

1. 主 催：農林水産省／農研機構 動物衛生研究部門／日本中央競馬会（JRA）／公益社団法人 中央畜産会
2. 開催日時：平成 30 年 10 月 22 日（月）～ 10 月 25 日（木）
3. 開催場所：JRA 競走馬総合研究所
4. プログラム

第 1 日目 10 月 22 日（月）

進行：山中 隆史（JRA 馬事部 防疫課）

- (1) 開会挨拶
山木 陽介（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課）
- (2) 主催者紹介
- (3) わが国における馬の防疫体制
座長：秋庭 正人（動物衛生研究部門）
 - ①馬の防疫と馬防疫検討会の役割
山木 陽介（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課）
 - ②軽種馬の防疫と JRA の役割
岡野 篤（JRA 馬事部 防疫課）
 - ③馬の防疫に関する各都道府県の現状
参加都道府県代表者
- (4) 総研施設案内
案内：成田 正一（JRA 総研・企画調整室）
- (5) 保定法／個体識別法／検体採取法（実習）
講師：大塚 佑、新崎 裕太（JRA 馬事部 防疫課）、辻村 行司、根本 学、坂内 天（JRA 総研・分子生物研究室）、上野 孝範、丹羽 秀和、越智 章仁、木下 優太、内田 英里（JRA 総研・微生物研究室）

第 2 日目 10 月 23 日（火）

- (6) ウイルス感染症の血清学的診断法－1（実習）
講師：辻村 行司、根本 学、坂内 天（JRA 総研・分子生物研究室）
- (7) 病理解剖法（講義）
講師：上野 孝範（JRA 総研・微生物研究室）
- (8) 病理解剖法（実習）
講師：上野 孝範、越智 章仁、片山 芳也（JRA 総研・微生物研究室）

第 3 日目 10 月 24 日（水）

- (9) 細菌感染症－1（講義）
講師：丹羽 秀和、木下 優太（JRA 総研・微生物研究室）
- (10) 細菌感染症の検査法－1（実習）
講師：丹羽 秀和、木下 優太、内田 英里（JRA 総研・微生物研究室）
- (11) ウイルス感染症の血清学的診断法－2（実習）
講師：辻村 行司、根本 学、坂内 天（JRA 総研・分子生物研究室）

第 4 日目 10 月 25 日（木）

- (12) 細菌感染症の検査法－2（実習）
講師：丹羽 秀和、木下 優太、内田 英里（JRA 総研・微生物研究室）
- (13) 細菌感染症－2（講義）
講師：丹羽 秀和、木下 優太（JRA 総研・微生物研究室）
- (14) 原虫感染症（講義）
講師：片山 芳也（JRA 総研・微生物研究室）
- (15) 寄生虫症（講義）
講師：越智 章仁（JRA 総研・微生物研究室）
- (16) ウイルス感染症－1（講義）
講師：辻村 行司（JRA 総研・分子生物研究室）
- (17) ウイルス感染症－2（講義）
講師：辻村 行司（JRA 総研・分子生物研究室）
- (18) 意見交換・閉会挨拶
司会：山中 隆史（JRA 馬事部 防疫課）

馬感染症研究会・研究部会

1. 主 催：農林水産省／農研機構 動物衛生研究部門／日本中央競馬会（JRA）／公益社団法人 中央畜産会
2. 開催日時：平成 30 年 10 月 26 日（金）午前 10 時～午後 3 時 05 分
3. 開催場所：JRA 競走馬総合研究所

4. プログラム

進行：成田 正一（JRA 競走馬総合研究所・企画調整室）

(1) 開会挨拶

小倉 弘明（動物衛生研究部門長）
木村 一人（JRA 馬事担当理事）

(2) 特別講演

座長：丹羽 秀和（JRA 競走馬総合研究所・微生物研究室）
タイトル未定
黒田 誠（国立感染症研究所）

(3) 一般講演

座長：秋庭 正人（動物衛生研究部門）

- 1) 海外で発生している馬のウイルス性脳炎について
山田 学（動物衛生研究部門）
- 2) 野生動物における家畜疾病の浸潤調査について
大崎 慎人（動物衛生研究部門）

座長：古角 博（JRA 競走馬総合研究所・分子生物研究室）

- 3) マウスモデルによるウマロタウイルスワクチンの評価
根本 学（JRA 競走馬総合研究所・分子生物研究室）
- 4) EHV-5 による馬結節性肺線維症
越智 章仁（JRA 競走馬総合研究所・微生物研究室）

(4) 共同研究実施概要

座長：山川 睦（動物衛生研究部門）
馬の病原細菌における薬剤耐性機構の解析
玉村 雪乃（動物衛生研究部門）

(5) 感染症に関する情報交換

- 1) 国内外における馬の伝染病の発生状況
岡野 篤（JRA 馬事部 防疫課）
- 2) 馬の輸出入検疫状況
田中 信行（農林水産省 動物検疫所）
- 3) 馬用の生物学的製剤の製造状況および動物用インフルエンザワクチン
国内製造用株選定委員会の議事概要
関谷 辰朗（農林水産省 動物医薬品検査所）

(6) 閉会挨拶

田嶋 義男（JRA 競走馬総合研究所）

②. 第46回生産地における軽種馬の疾病に関するシンポジウムの開催報告

(本発表会において報告された演題の要旨集は軽種馬防疫協議会のホームページでご覧いただけます。)

1. 主 催：日本中央競馬会 (JRA)
2. 開催日時：平成30年7月12日 (木)
3. 開催場所：静内エクリプスホテル
4. 議 事

シンポジウム

スポーツ科学の実践への応用ーラボから現場へー

座長：高橋 敏之 (JRA 競走馬総合研究所)

- 1) 科学トレーニングの可能性～エクワインレーシングの取り組み～
○瀬瀬 賢 (エクワインレーシング)
- 2) V200 から見る JRA 育成馬の調教状況の考察
○胡田 悠作 (JRA 日高育成牧場)
- 3) 門別競馬場坂路調教コースにおける運動効果の科学的評価の経験
○齋藤 正弘 (ホッカイドウ競馬 調教師)
- 4) 調教メニューの違いがサラブレッドに与える運動負荷の違い
○向井 和隆 (JRA 競走馬総合研究所)
- 5) 育成期におけるトレッドミルを用いた高強度運動負荷の検討
○大村 一 (JRA 競走馬総合研究所)

ランチョンセミナー

慣性センサーによる馬の歩様解析

○富士通株式会社

一般講演

感染症・内科

座長：丹羽 秀和 (JRA 競走馬総合研究所)

- 1) 子馬のロドコッカス・エクイ感染症の10年間にわたる回顧的調査と対策の推進
○篠田 理恵 (日高家畜保健衛生所)
- 2) 子馬のロドコッカス肺炎におけるドキシサイクリンの応用
○岸 恵理 (NOSAI みなみ日高支所中部家畜診療センター)
- 3) マウスモデルによるウマロタウイルスワクチンの評価
○根本 学 (JRA 競走馬総合研究所)
- 4) 急性大腸炎に伴う血液凝固異常に対する血漿輸液療法の検討
○山本 匠 (JRA 栗東 TC 競走馬診療所)

繁殖・外科

座長：佐藤 文夫 (JRA 日高育成牧場)

- 1) 分娩後胎盤停滞に対する umbilical vessel water infusion のサラブレッド繁殖牝馬への応用検討
○前田 昌也 (日高軽種馬農業協同組合)
- 2) 流産胎子の大きさに関する回顧的調査
○村瀬 晴崇 (JRA 日高育成牧場)
- 3) 吸入麻酔下横臥位にて腹腔鏡補助下卵巢顆粒膜細胞腫摘出手術を実施した2症例
○田上 正明 (社台ホースクリニック)
- 4) Core 型浅屈腱炎発症馬の競走復帰に影響する因子の検討
○山崎 洋祐 (JRA 美浦 TC 競走馬診療所)

IV . 軽種馬防疫協議会 委員名簿

平成 30 年 6 月 21 日現在

(順不同・敬称略)

- 議長：木所 康夫（日本中央競馬会 常務理事）
- 常任委員：留守 悟（地方競馬全国協会 理事）
- 益満 宏行（日本軽種馬協会 副会長・常務理事）
- 木口 明信（日本馬術連盟 常務理事）
- 永峰 一弘（日本馬事協会 専務理事）
- 木村 一人（日本中央競馬会 馬事担当理事）

○専門委員：

農林水産省

- 大森 正敏（競馬監督課 首席競馬監督官）
- 佐々木勝憲（競馬監督課 課長補佐（中央班長））
- 山内 洋志（競馬監督課 課長補佐（地方班長））
- 大竹 匡巳（畜産振興課 技術第 1 班 課長補佐）
- 谷 義人（動物衛生課 課長補佐 検疫業務班）
- 山木 陽介（動物衛生課 課長補佐 防疫業務班）
- 鈴木 一弘（動物検疫所 検疫部長）
- 関谷 辰朗（動物医薬品検査所 検査第一部長）

(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門

- 山川 睦（海外病研究調整監）
- 秋庭 正人（細菌・寄生虫研究領域 領域長）

地方競馬全国協会

- 坂東 義和（公正部長）
- 遠藤 潤（公正部 公正課長）

日本軽種馬協会

- 江口 貞男（業務部長）

日本馬術連盟

- 阿部 憲二（事務局長）
- 川嶋 舟（獣医委員）

地方競馬主催者

- 岡井 和彦（北海道軽種馬振興公社 競走関連部 獣医グループ主幹）
- 徳安 貴弘（帯広市農政部 ばんえい振興室 主幹）
- 伊藤 真（岩手県競馬組合 業務部）

加藤 幸彦 (埼玉県浦和競馬組合 野田管理事務所長)
八木 健 (千葉県競馬組合 業務課)
中嶋 将彦 (特別区競馬組合 競馬事務局 競走課)
久末 修司 (神奈川県川崎競馬組合 きゅう舎管理課)
多々見晋一 (石川県競馬事業局 主幹兼管理係長)
安藤 恵三 (岐阜県地方競馬組合 業務課長)
安達 教治 (愛知県競馬組合 専門員 (獣医統括))
稲場 収 (兵庫県競馬組合 事業部 業務課)
長山 昌弘 (高知県競馬組合 競走馬診療所長)
相川雄一郎 (佐賀県競馬組合 馬診療所長)

日本馬事協会

中山 清秀 (参与・事務局長)

全国乗馬倶楽部振興協会

山口 洋史 (専務理事)

全国公営競馬獣医師協会

上田 毅 (会長)

競走馬育成協会

佐藤 光信 (副会長・常務理事)

軽種馬育成調教センター

小林 光紀 (業務部長)

日本競走馬協会

小林 英典 (常務理事)

日高家畜衛生防疫推進協議会

駒澤 弘義 (理事)

胆振家畜自衛防疫推進協議会

吉田 喜義

ジャパン・スタッドブック・インターナショナル

和田 雅雄 (理事長)

中央畜産会

守永 美夫 (衛生指導部 主査)

日本中央競馬会

馬事部

小玉 剛資 (馬事部長)
松田 芳和 (馬事部部長補佐)
川崎 和巳 (馬事部獣医課長)
山中 隆史 (馬事部防疫課長)

競走馬総合研究所

松村 富夫 (競走馬総合研究所 参与)
近藤 高志 (競走馬総合研究所 企画調整室長)
成田 正一 (競走馬総合研究所 企画調整室 上席調査役)

栗東トレーニング・センター

奥 河寿臣 (競走馬診療所長)

美浦トレーニング・センター

伊藤 幹 (競走馬診療所長)

○幹 事 : 坂東 義和 (地方競馬全国協会 公正部長)
遠藤 潤 (地方競馬全国協会 公正部 公正課長)
江口 貞男 (日本軽種馬協会 業務部長)
阿部 憲二 (日本馬術連盟 事務局長)
中山 清秀 (日本馬事協会 参与・事務局長)
小玉 剛資 (日本中央競馬会 馬事部長)
山中 隆史 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長)

○事務局長 : 小玉 剛資 (日本中央競馬会 馬事部長)

○事務局 : 松田 芳和 (日本中央競馬会 馬事部 部長補佐)
山中 隆史 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長)
岡野 篤 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課課長補佐)
大塚 佑 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課係長)
新崎 裕太 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課係長)



軽種馬防疫協議会

(<http://keibokyo.com/>)

日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本馬術連盟
および日本軽種馬協会を中心に構成され、
軽種馬の自衛防疫を目的とする協議会です。
(昭和 47 年 8 月 11 日 設立)

議 長 木所 康夫
事務局長 小玉 剛資

事 務 局 〒106-8401 東京都港区六本木 6-11-1
日本中央競馬会 馬事部 防疫課内
e-mail info@keibokyo.com
TEL.03-5785-7517・7518 FAX.03-5785-7526